

不祥事根絶のための校内ルール

私たち本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、全ての教職員が同じ意識を持っているとは限らず、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。本校の教職員は、お互いを信頼し合い、教育に取り組む集団でありたいと強く願っています。

そのために、校内ルールを文章化し、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることを確認します。

以下のルールは、大切な生徒、学校、そして先生方自身を守るための最低限のルールです。

- ・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・生徒への指導及び相談等の対応には、複数名で対応し、原則として生徒と1対1の状況は作らない。やむを得ず1対1で行わなければならない場合は、どこで誰と何を話すのか、事前に管理職に伝える。
- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ・教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・緊急時を除いて、管理職の許可がないまま生徒を自家用車に乗せない。
- ・生徒と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ず、SNS等でやり取りをする場合は、複数の目が入るようにする。
- ・郵便物を送る際は、宛名や送付文書の宛先、送付文書の内容等を複数の職員で確認する。
- ・机の上、コピー機・パソコンの周辺等に個人情報を放置しない。
- ・生徒引率中に飲酒はしない。
- ・飲酒予定の会場には、原則として自家用車（自転車を含む）では参加しない。
- ・生産品を売り払った場合は、売払代金を即日又は翌日、出納員（不在時は現金取扱員（事務職員））に確実に引き継ぐ。

チェックリスト等を活用するなど、定期的に「自己点検」を行い、不祥事を起こさない「風通しの良い職場環境づくり」の実現を目指します。